

みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例

みよし市では、「みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例」を4月1日より施行します。

この条例では、環境美化に関する基本的なルールを定めることで、きれいなみよしの美

現を図るものです。今回の特集では、条例の内容について紹介します。

Q なぜ、条例が必要なの？

A みよし市では、昭和55年から春と秋の年2回、市内一斉530運動をはじめとする環境美化活動に努めています。また、環境美化意識の向上とマナーのPRを目的に「環境美化に関する条例」を制定し、市民の意識向上に取り組みできました。

しかし、市内ではまだ一部の心無い人たちがよるたばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てや犬などペットのふんの放置が見受けられ、快適な生活を阻害する行為が後を絶たない状況にあります。この状況を解消するため、罰則規定を盛り込んだ条例を制定することにより、一人一人が市内の環境美化について意識し、取り組んでいくことで、より住みやすく、きれいなみよし市を実現しようとするものです。

▼多くのボランティアの皆さんにより清掃活動が各地で展開されています



▼道路はごみ箱ではありません。自分で出したごみは、必ず持ち帰り環境美化にご協力を



1 空き缶、吸い殻などの投棄

空き缶、吸い殻などを道路や公園、広場、河川などの公共の場所または他人の土地などにポイ捨てすることを禁止します。

ポイ捨ての対象となるものは、飲食物の缶、瓶、ペットボトルなどの容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、その他これらに類する物で、捨てられることよってごみの散乱の原因となるものなど。

※違反した場合は、2万円以下の罰金が科される場合があります。

罰則規定は、周知期間が必要なことから7月1日からの施行とします

Q 何を守らなければいけないの？

A この条例では、主に次の4つのことを守るべき事項として規定しています。

▼問い合わせ＝環境課

☎(32)8018 ㊟(32)25805

▼快適な環境の維持には、利用者の皆さんの協力は欠かせません
 (写真はイメージ)



3 回収容器の設置 および管理

自動販売機により飲食物を販売する者は、空き缶、ペットボトル、紙パックなどを回収するための回収容器を設置するとともに、回収容器が空き缶などであふれ、散乱することのないよう適切な管理をしなければなりません。
 ※違反した場合は、5万円以下の罰金が科される場合があります。

▼ペットのふんは、飼い主の責任で回収を
 (写真はイメージ)



2 飼い犬などの ふんの放置

飼っている犬などの動物が公共の場所や他人の土地でふんをしたとき、飼い主がそのまま放置することを禁止します。
 ※違反した場合は、2万円以下の罰金が科される場合があります。

▶条例PR用のぼりと看板



美化指導員の皆さんが、各行政区内をパトロールします。なお市としては、条例への協力を呼

A 地域の環境美化に関するPRとポイ捨て防止の指導のため、行政区から推薦された環境

Q この条例の推進体制は？

A 条例では「市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう」とされており、市内に在住する人はもちろんのこと、たまたま市内に用事があったり来た人や通り過ぎる人もこの条例の対象になります。

Q この条例は、市内に住んでいる人だけが対象になるの？

4 散らごみの回収

公共の場所で印刷物を配布した者は、散らしている印刷物を回収しなければなりません。また、公共の場所で催し物を行った者は、散らしている空き缶、吸い殻などを回収しなければなりません。
 ※違反した場合は、5万円以下の罰金が科される場合があります。

Q 条例に違反するとすぐに罰せられるの？

A この条例における、罰則適用までの流れは、次のとおりです。なお、罰則に関する規定の施行は7月1日からとなりますが、この条例は罰則を適用させることを目的にしたものではありません。あくまでも一人一人のマナー・モラルの向上を促すための手段であって、清潔で快適な美しいまちを築くことが本来の目的です。

